

タクシー事業者様こそ 助成金を活用しよう！

平成26年最新情報満載！



久保社会保険労務士法人

タクシー事業は 重点分野事業です！



大分類H－運輸業

有期契約の乗務員を正社員化して助成金

2種免許、事故防止、UD研修、訓練費用と賃金助成金

デジタルIP無線や洗車機導入で高齢者助成金

ひとりひとりの評価を反映した給与制度の助成金

家族介護のために定時乗務社員になり短時間勤務

新労務管理システムやデジタコ導入で職場改善助成金

ハローワーク紹介利用で高齢者、母子雇用助成金

今までになかった新サービス、新ものづくり補助金

社員懇親でワークライフバランス助成金

新入の契約乗務社員などを正社員化して助成金

キャリアアップ助成金 正規雇用等転換コース

雇い入れ後、6カ月以上の期間を定める有期契約者に対し、一定のルールの下に、正社員登用のチャンスがあることを示し、その制度を就業規則に規定し、正社員となった人がいる場合、以下の助成額が支給されます。

■助成金の支給額 一人につき50万円 1年間に15人まで対象となります。

* 本制度は、今のうちの計画を提出することで
向こう5年間の助成金を得る権利を確保できます。



■正規雇用等転換コースの要件

2種免許を取得後も、運収はいくらであれば、採用できる基準であるか？

タクシー事業は、他の業界には見られない売り上げ実績が日々、個別に把握できます。また、事故、違反などの有無も明確にわかります。

そのような業界の特性を活かし【正社員登用規定】として対象者ができると、助成金の対象となります。

以下の要件のいずれかであれば、中小企業とみなします。

中小企業の範囲	資本金	労働者数
運輸業	3億円以下	300人以下

2種免許取得、現任研修、タクシー接客訓練など 研修費用と研修中の賃金助成

キャリアアップ助成金 人材育成コース

賃金助成 1時間あたり800円の助成

訓練時間数が20時間以上である場合、
対象となります。

- 100時間未満 ⇒10万円限度
 - 100時間以上200時間未満⇒20万円限度
 - 200時間以上 ⇒30万円限度
- タクシー事業の場合、ほとんどがOff-JTです。

<Off-JT>

外部機関に訓練に行く場合

外部講師に来てもらって、普段の仕事から離れ
社内で研修する場合、実務経験5年以上の人が
講師となり、指導することもできます



- 有期実習型訓練の場合
- 自社内での実習(OJT)の割合が10%以上90%以下であること。
- 3か月以上6か月以下で6か月あたり425時間以上(1か月あたり約71時間以上)の訓練であること。
- 訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に記載されたカリキュラムを作成すること。
- 自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)のどちらも計画した時間数の80%以上を実際に訓練実施すること。
- 訓練修了後に評価シート(ジョブ・カード様式4)により職業能力の評価を実施すること。
- 訓練受講者は毎日、訓練内容を報告する訓練日誌を作成すること。
- 訓練計画は原則として訓練開始の1か月前までに労働局へ提出すること。

60歳以上の高齢者が働きやすくなる費用の助成金

高齢者雇用安定助成金

高齢者活用促進コース

費用の3分の2 上限1000万に拡充！！

ただし、活用促進措置の対象となる60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします

- 事業内で教育訓練を実施
外部業者に委託していた
- 自社の空きスペースに
教育研修室として改修
また、機器を配置。
- 高齢になった乗務社員で
教育指導できる乗務社員
を指導員として再教育
- 高齢従業員向けの
職場を創出した。
- 【対象経費】
内装、改修費、
機器購入費など

新たな事業
分野への進
出等

LEDライト
の設置

スポット
クーラー
の設置

- タクシー事業において
乗務終了後、洗車作業に
ついては、体力も時間も必
要とするだけでなく、手作
業により行っているため、
高齢従業員の身体的負担
が大きかった。

そこで高齢者の
負担を軽減する
洗車機を購入。
これにより、
洗車作業に
かかる
高齢従業員の
身体的負担を
軽減し、
作業における
安全を確保した。

機械設備の
導入等

70歳以上ま
で働ける制
度の
導入

高年齢者の
雇用管理制
度の整備

- 高年齢者の就労の
機会を拡大するた
めの能力開発、能
力評価、賃金体系、
労働時間制度等の
雇用管理制度の見
直しまたは導入

- 定年後の再雇用制度を見直す
とともに、新たに短時間勤務制
度を導入する。
- 新たな短時間制度の運用に伴
う管理システムを構築する。

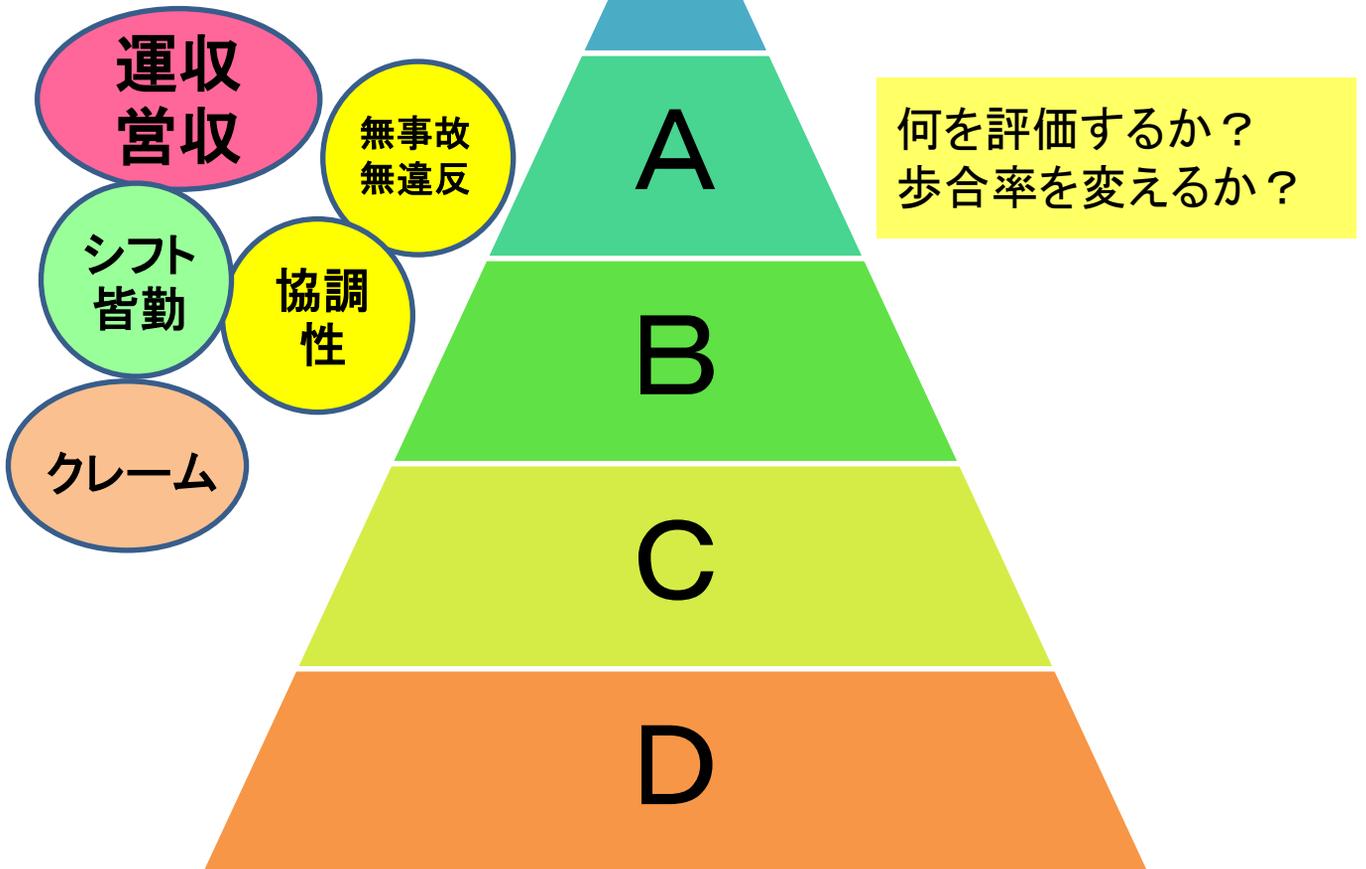
ひとりひとりの評価を反映した給与制度の助成金

中小企業労働環境向上助成金

就業規則において、従業員の評価を行い、その評価にもとづいた
[1]評価・処遇制度の導入を行った場合
[2]研修体系制度の導入を規定し実施した場合 に支給されます。
[3]法令を上回る健診等の制度を導入を規定し実施した場合支給。

評価・処遇制度	40万円
研修体系制度	30万円
健康管理制度	30万円

評価に基づき
給与を決定する
ルールを導入



この助成金の対象となる業種は以下です

IT
情報通信業

運輸業

スポーツ施設
提供業

医療、福祉

廃棄物処理業

健康・環境・
農林漁業分野

新労務管理システムやデジタコ導入で職場改善助成金

職場意識改善助成金 労務管理コース

労働時間管理をWEB打刻システムやデジタコ等で新たに実施



労務管理
ソフト

労務管理
機器の
導入・更新

デジタル
式運行記
録

テレワーク
通信機器

上限60万とし導入費用の全額又は一部が助成されます

新たに導入した機器を使い、以下の達成が要件となります。

★年次有給休暇の取得を1日以上増加させること。

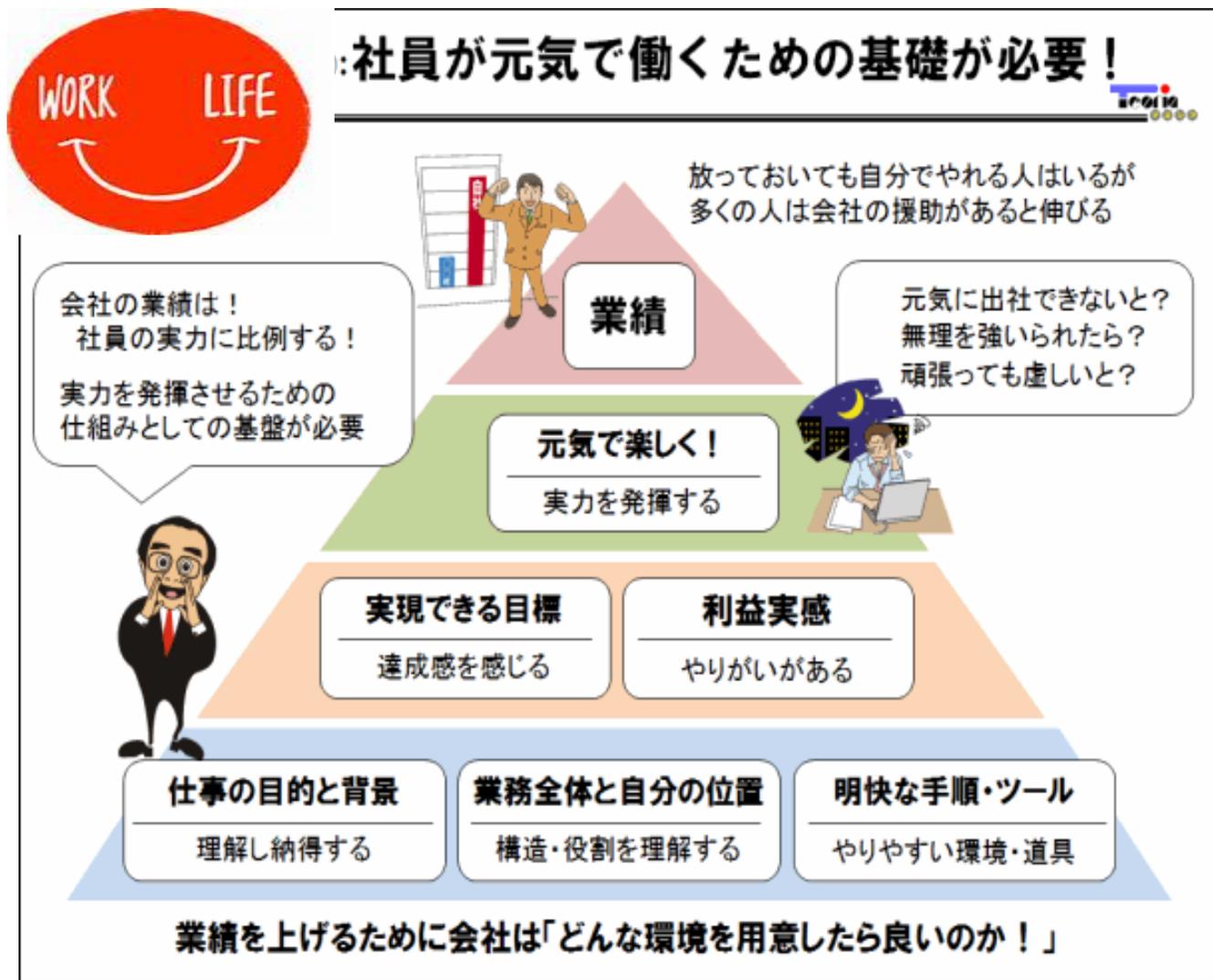
★残業時間数を1時間以上削減させること。



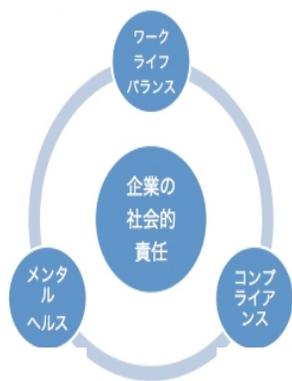
社員と家族と会社の懇親でワークライフバランス助成金

職場意識改善助成金 労務管理コース

社員も家族も会社や仕事を知り、ワークライフバランスを考えよう！



従業員300人以下



東京都の助成金です！

法令を上回る育児・介護休業制度の導入
両立支援の就業規則策定、社内周知等経費
ファミリーデー等従業員の懇親事業の経費

助成率：1/2 限度額：100万円
助成期間は2年以内